

2023年4月7日

逗子市

令和5年逗子市議会第1回臨時会の招集について

令和5年4月13日開会予定の第1回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第1号 予算の繰越しについて（下水道事業会計 建設改良費）（下水道課）
令和4年度逗子市下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和5年度に予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告するもの
- ・報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（管財契約課）
令和4年7月7日に小田原市東町2丁目地内で発生した共用車の自動車事故に伴う損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年2月21日付けで専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの

2 議案

- ・議案第25号 専決処分の承認について（損害賠償の額の決定）（都市整備課）
令和4年7月8日16時半頃、逗子市久木8丁目地内において、市が管理する街路樹の根が民地内に侵入し塀の一部が損傷した事故に係る損害賠償について、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めため提案するもの
- ・議案第26号 専決処分の承認について（逗子市市税条例の一部を改正する条例）（課税課）
地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等の施行に伴い、固定資産税の課税標準の特例の規定について、引用条項を修正するなど文言の整理を行うとともに、軽自動車税種別割の税率の特例に関する規定について、改正の要あることから、逗子市市税条例の一部を改正する条例は、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するもの
- ・議案第27号 専決処分の承認について（令和4年度逗子市一般会計補正予算（第10号））（財政課）
予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めもの
（繰越明許費の補正）翌年度に繰り越して使用できる経費の追加
・【新型コロナウイルスワクチン接種事業】令和4年度一般会計補正予算により措置した新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施する体制整備等に要する経費の一部について、令和4年度に事業が完了しなかつたため、令和5年度に繰り越して使用するもの（繰越明許費：3,446万1,000円）。（国保健康課）

・議案第28号 専決処分の承認について（令和5年度返子市一般会計補正予算（第1号）） （財政課）

予算措置に緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月1日付けで、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの

（補正額）歳入歳出とも1億2,356万3,000円の増額

（補正後の総額221億6,956万3,000円）

歳入歳出予算の補正についての主な内容は次のとおり。

（歳出）

・【新型コロナウイルスワクチン接種事業】新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施する体制整備等に要する経費のうち、令和5年度国庫支出金の対象となる経費として、1億2,356万3,000円を計上（国保健康課）

（歳入）

・国庫支出金のほか所要の財源を措置するもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 （代）
※各議案の担当課にお尋ねください。
議案とりまとめ担当：総務課